

広島県告示第四百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。  
令和八年四月十六日

広島県知事 横 田 美 香

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳出等の内容	委託をした日（委託期間）
一般財団法人地域総合整備財団	東京都千代田区麴町四丁目八番一号	令和八年三月三十一日	地域総合整備資金の貸付に係る支出・徴収・収納事務	令和八年四月一日（令和八年四月一日から償還期間終了日まで。なお、償還期間終了後、同内容で再契約した後も有効とする。）